

平成25年9月 4日
国土交通省
佐伯河川国道事務所

～道路を守るため～ 「特殊車両指導取締り」を実施しました！

国土交通省佐伯河川国道事務所は、国道57号において大分県竹田警察署と合同で特殊車両指導取締りを実施しました。

道路を車両が通行するにあたっては、道路構造物の保全、交通の危険防止のため、車両の大きさや重さの最高限度（一般的制限値※）が車両制限令により定められています。

このため、最高限度を超える車両が道路を通行する場合は、道路法第47条の2に基づく道路管理者の特殊車両通行許可を取得し、許可条件のもと通行しなければなりません。

佐伯河川国道事務所では、特殊車両が通行許可を取得し、許可条件に基づき通行しているかを取り締まる「特殊車両指導取締り」を年間15回計画しており、今回5回目の指導取締りを行いました。

※道路法の車両制限令（昭和36年7月17日 政令第265号）で定められた大きさや重さ



▲特殊車両指導取締り状況

特殊車両指導取締り結果

- 実施日時：平成25年8月27日（火）13時30分～15時30分
- 実施場所：国道57号 大分県竹田市戸上
- 検査台数：7台（うち、違反車両3台）
- 実施機関：佐伯河川国道事務所、大分県竹田警察署（計15名）

問い合わせ先

国土交通省 九州地方整備局 佐伯河川国道事務所

TEL：0972-22-1880

技術副所長 浅井 博海（あさい ひろみ）

道路管理課長 桜井 敏郎（さくらい としお）

